

駐車をする際の注意点

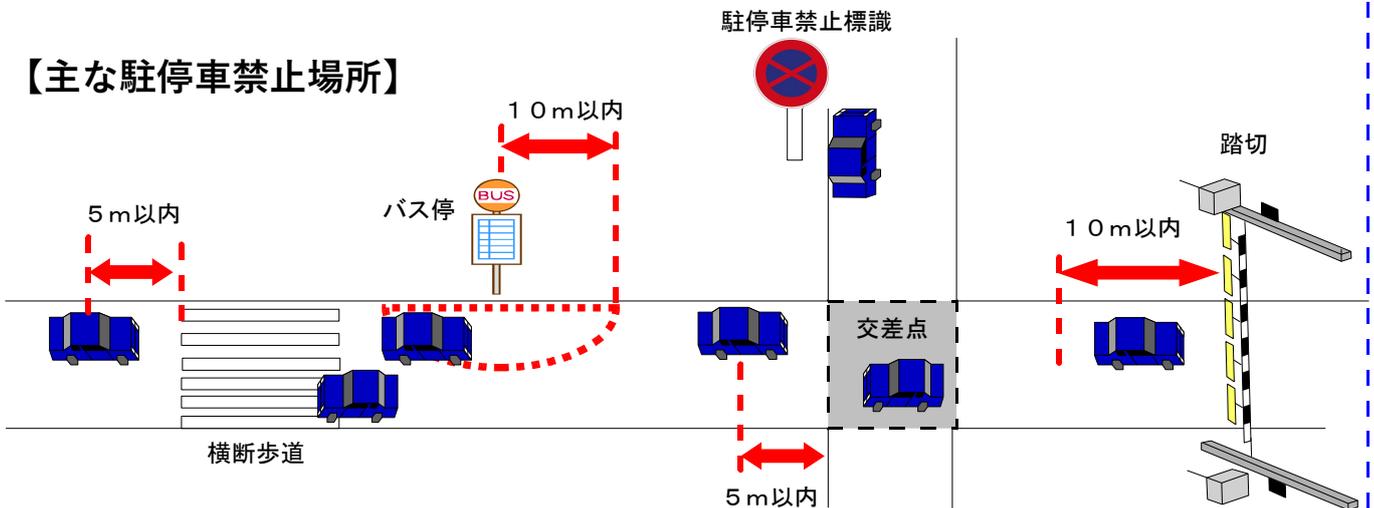
駐車許可によって、駐車が可能となる場所については、**道路標識等により駐車が禁止されている箇所**となります。

次のような場所（方法）では、許可証を掲出しても駐車できません。

停車及び駐車を禁止する場所

- 道路標識又は道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
- 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル
- 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から5メートル以内の部分
- 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- バス停から10メートル以内の部分
- 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

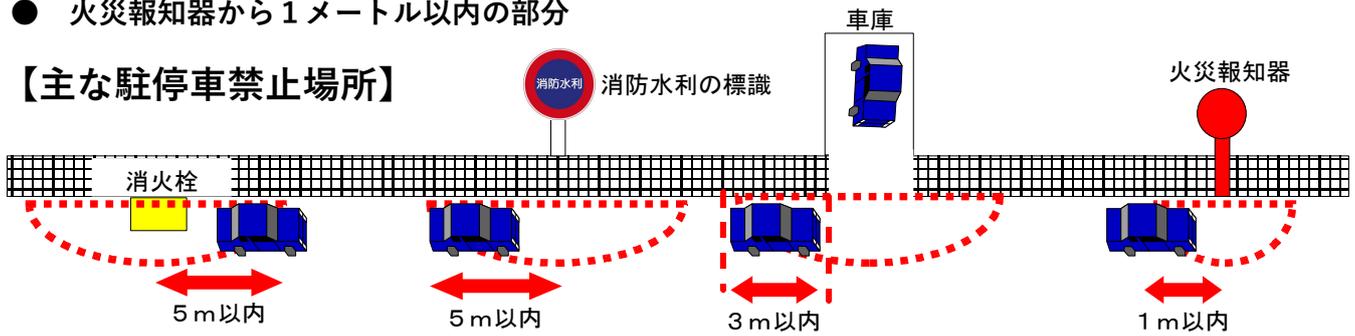
【主な駐停車禁止場所】



法定の駐車禁止場所

- 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- 道路工事が行われている工事区域の側端から5メートル以内の部分
- 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端、又はこれらの出入口から5メートル以内の部分
- 消火栓、指定消防水利の標識がある場所又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- 火災報知器から1メートル以内の部分

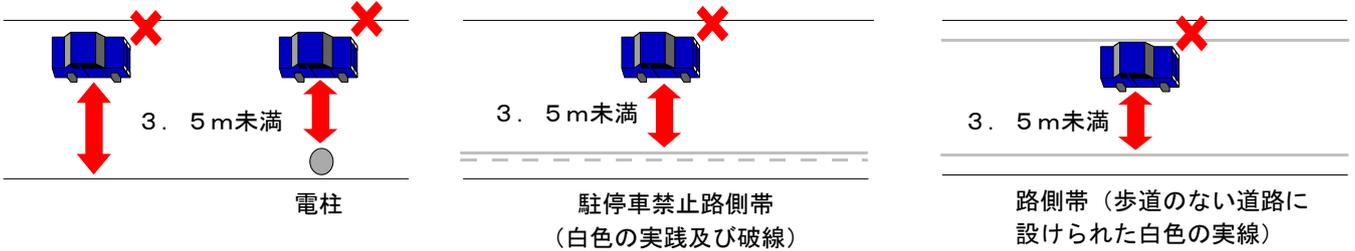
【主な駐停車禁止場所】



無余地場所

道路（車道）の左側端に沿う等正しい方法で駐車した場合、車両の右側の道路（車道）上に3.5メートル以上の余地がない場所に駐車はできません。

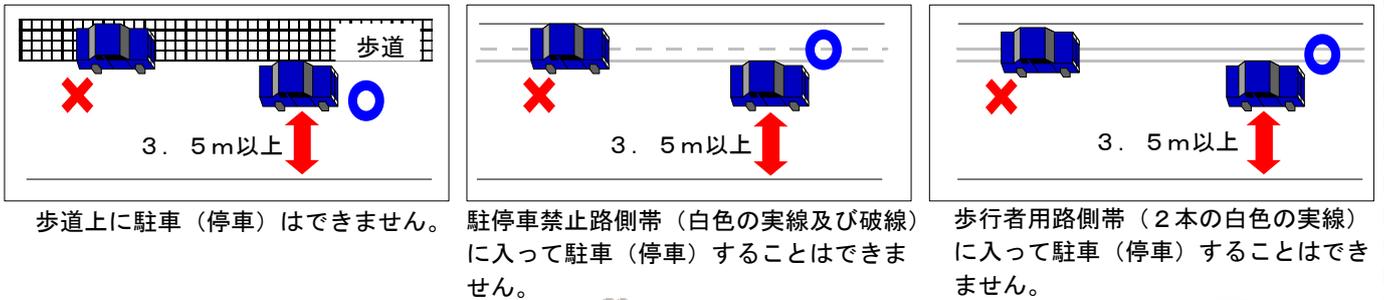
【主な無余地場所駐車例】



停車又は駐車の方法に従わない駐車

駐車（停車）をするときは、次の方法に従って駐車（停車）しなければなりません。

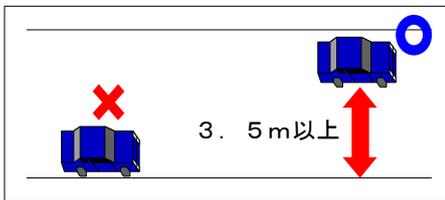
【主な駐車の方法の例】



歩道上に駐車（停車）はできません。

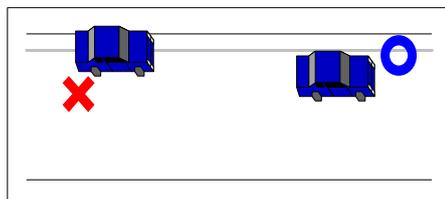
駐停車禁止路側帯（白色の実線及び破線）に入って駐車（停車）することはできません。

歩行者用路側帯（2本の白色の実線）に入って駐車（停車）することはできません。



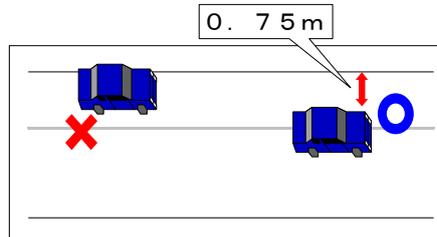
駐車（停車）するときは、左側端に沿って駐車（停車）しなければなりません。

※いわゆる右側駐車



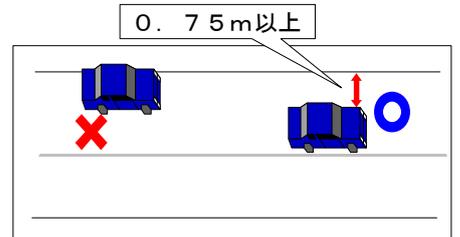
【0.75m以下の路側帯】

路側帯（白色の実線）の幅が0.75m以下の場合、路側帯の中に駐車（停車）できません。



【0.75mを超える路側帯】

路側帯（白色の実線）の幅が0.75mを超える場合は、路側帯の中に入り、左側に0.75mの余地をあけて駐車（停車）します。



【0.75mを超える路側帯】

路側帯（白色の実線）に車両が全部入っても、まだ左側に0.75mを超える余地がある場合には、車両の右側を路側帯の標示に沿って駐車（停車）します。

駐車許可に係る駐車をしている最中は、車両の前面の見やすい場所に「駐車許可証」を掲出してください。

